

ブラジルにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	国産化優遇税制による内外差別待遇	・国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される(輸入税は地域によって違う)。消費地での生産を優遇するICMS税の変更に伴い輸入コンテンツが売価の40%を超える商品には FCI (import content form) に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。 (継続)	・現地調達部材は価格、品質面で改善を要する。	・Resolution SF 13/2012
	日機輸	(2)	外資企業の駐在員事務所・工事事務所及び支店設立の困難	・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。 (継続)	・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。	・ブラジル移民局規定 ・94年7月29日付決議文第27号 ・Resolucao Normativa 62/2004 ・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行)
	日機輸	(3)	外資企業経営者の居住者要件	・外国企業の現地法人の会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。 [非居住者の永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] - 非居住者の永住ビザ取得は2004年に法令62/2004により、USD200,000の投資又はUSD50,000で最低10名を追加雇用する制度に変更。 - 以前のテンポラリービザは2年プラス2年でパーマナントビザへの切り替えとなっていたが、法令99(2012年12月19日より)2年後切り替えが可能となった。 (継続)	・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。 ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。	・ブラジル移民局規定 ・94年7月29日付決議文第27号 ・Resolucao Normativa 62/2004 ・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行)
	自動部品				・外国企業現地法人の会社代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。	・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。
	日鉄連	(4)	自国籍船使用優遇	・自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。 (継続)	・制度の撤廃。	
日機輸	(5)	自国保険主義	・国内保険会社の使用を義務付けられ、高い料率を要求される。 (継続)	・国内保険会社の使用の義務を撤廃していただきたい。		
5 部品産業政策上の規則	日機輸	(1)	海外部品メーカーに不利な税制特典	・国内に部品産業としてのサプライ・ベースが存在しない中でセットメーカーの部品調達は輸入に依存せざるを得ない。その為、各種の税制特典がセットメーカーの部品輸入に対し付与されることから、部品会社が国内での販売取引をしようとしても税制特典の差からビジネスが不可能に近い。 前記のインセンティブは: Lei 2826: マナウスFTZでのICMS(商品流通サービス税、17%)の55%、75%or100%免税。	・税制特典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてアマゾン州はパネル現地取立てに特別な特典を付与している。 ・税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。	・Law 2826/2003 ・Law 8248/1991 ・Law 10176/2001 ・Law 11077/2004 ・Law 13023/2014 ・Law 10485/2003

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
5				<p>Lei da Informatica: ICMS17%から7%に減免、IPI(工業製品税、10%-20%)の80%免税。</p> <p>RECOF: 情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。</p> <p>Drawback: 製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI(工業製品税)、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。</p> <p>Regime Automotivo: 自動車分野に対してのI I (輸入税)の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアーが不可能。加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。(法律10485/11.2003)</p> <p>国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業がPPBを申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている(RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。</p> <p>電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種特典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の特典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。</p> <p>税制特典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な特典を付与している。</p> <p>税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 (追加)</p>			
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	外資法運用手続	<ul style="list-style-type: none"> 日本(本社)において全世界ベースで付保している保険が、ブラジルの保険規制によりNon-admitted Policyとなり、保険の適用を担保できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険規制の緩和。 	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル国内生産に比べて輸入販売の各種電気製品の関税率は12%~20%と割高。 (継続) 日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。 (継続) カメラ製品の輸入関税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリアが多い。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 水準の適正化検討をして頂きたい。 輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。 	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・ブラジルは輸入品に対して高関税を設定しているため、参入障壁となっている。 例：必要な設備を導入できず、設備改善による生産性の向上につながらない。 ・高率な各種関税のため、税負担が大きなビジネスの障害となっている。	・税率の適正化。 ・高率な税制の改善をお願いしたい。	
	JTA					
	日鉄連	(2)	輸入関税率の引上げ	・2012年10月1日、鉄鋼を含む100品目の輸入関税の引き上げを実施。引き上げ後の税率は最大25、期間は12ヵ月間で、最長14年12月31日まで延長が可能とされていた。 (継続)		
	自動部品	(3)	輸入品への複雑かつ高率の課税	・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税(役務の輸入の場合)等の税金が課税され高いコストとなる。 (継続)	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
	自動部品			・輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税されるが、その適用が不明確であり、また税率も高い。	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
	日機輸			・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。 (継続)	・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化(税の種類を減じる)	
	日鉄連	(4)	アンチダンピング措置	・2000年5月26日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、スペイン、フランス、メキシコ、南ア)。 2005年5月に見直し予定。 2006年4月18日、見直しの結果シロ決定。 (継続)		
	日機輸			・中国製のガラスに対するアンチダンピング措置。 CAMEXは2019年まで適用。ブラジルではガラスは現地企業から購入(ダンピング防止手数料はこの場合、不適用)。 ・スペイン製、ドイツ製のイソシアネート(ポリウレタン材料になる化合物)に対し2015年にアンチダンピング措置が取られる見込み。 NCMが変更。現在、アンチダンピング手数料は不適用。		・RESOLUCAO CAMEX 46 - Jul,4,2014 ・CIRCULAR SECEX 59, Oct,10,2014
日機輸	(5)	ダンピング	・Resolução 119とCAMEX 70/2015は輸入冷蔵庫ガラスのアンチダンピング料を免除。ブラジルの工場は地元企業からガラスを購入。		・Resolução 119 ・Portaria CAMEX 70/2015	
日機輸	(6)	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内(ブラジル)にある子会社を通じて行うような仲介(三角)貿易が不可能。 (継続)			
日機輸	(7)	中古品と新品への無差別な関税賦課	・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) (継続)	・水準の適正化検討をして頂きたい。		

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法				
9	日機輸	(8)	中古品の輸入規制、通関手続の煩雑	・中古品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、メーカー名、原産国を記載しなければならない。		・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00				
	時計協	(9)	I/L取得の高コスト	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収(但し、輸入部品総額のランクで異なる)されているが、手数料としては高すぎる。 (継続)	・I/L取得料の引き下げ。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」				
	時計協	(10)	I/L取得手続の煩雑・遅延	・I/L手数料の手続が複雑であり、時間が掛る。 (継続)	・手続の簡素化。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」				
	時計協	(11)	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続)	・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。 ・品名は英語による記載も可とすること。 ・通関の迅速化をして頂きたい。 ・税関ストライキの撲滅。	・通関規則				
	日機輸			・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 サンパウロ: - 船便:約10日間 - 航空便:約7日間 マナウス: - Green:98.15%のウエイト - Yellow:0.91%のウエイト - Red:0.91%のウエイト - gray:0.03%のウエイト また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。 (継続)	・手続き面を含めた効率化を要望したい。					
	日機輸			・通関手続きはサービス提供者(通関貨物取扱人)への委任状を通じ行われる。 海港にて商品の到着後、通関当局の許可まで非常に時間がかかる(以下表示)。保管額も高い。 また、通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 (継続)			・手続き面を含めた効率化をして頂きたい。			
	日機輸			・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 (継続)				・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00		
	日機輸			・Orchestraシステムが期待通りには稼働せず、輸入手続きに遅れがあり、ELETROS(ブラジル家電協会)を通じてフォローアップが必要。 (継続)					・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00	
日機輸	・通関手続きが緩慢、かつ頻繁・長期に渡るストがあり、計画的な輸入が難しい。			・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00						
日機輸	・マナウスFTZでは、港に荷物が到着してから引き取りまで4・10営業日がかかる。その上、最悪状況は税務当局から貨物の書類或いは検査が行われるときである。									・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・最近システムやプロセスの改善により通関手続きが容易になった。		・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00
	日機輸			・輸入ライセンスの承認が自動的になった(Orchestraシステム)。		・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00
	時計協			(改善) ・輸入手続は、開発商工省貿易管理課(SECEX/DECEX)が管理するコンピュータシステムである貿易統合システム(SICOMEX)を通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録(REI)の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピュータシステムに接続する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。 (改善記載済み)		
	日機輸	(12)	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税(II)4-20%、州流通税(ICMS)7-18%、連邦売上税(PIS/COFINS)3.65%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。 (継続) ・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入)が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 - 例: パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器、通信機器、ネットワーク機器 (継続)	・不正国産品の取締まり。 ・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・重税の緩和。	
	日機輸	(13)	通関に関する規則の不統一	・税関の法律が標準化されていないため、ブラジルの顧客への船積書類を整えるのが困難である。通関のスピードアップを図る為、ブルーライン(優遇通関システム)の申請が必要。 (継続)	・このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。	
	日機輸	(14)	INCOTERMに基づくCIFの価格設定不可	・INCOTERMに基づくCIFでの価格設定が認められていない。 (継続)	・INCOTERMSに基づくCIFでの価格設定を認めていただきたい。	・Circular SUSEP 392/09
	日機輸 日機輸	(15)	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 (継続) ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。 (継続)	・水準の適正化検討をして頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
日機輸	(16)	税関スト	・税関ストにより輸入貨物の通関が滞留。 Red Channelで止められるケースが頻発しており、その基準も曖昧。 その結果、エンドユーザー向け納期問題が発生。	・税関ストの影響を最小限に抑えるようシステム面での改善が必要。 ・通関時のルールを明確化。		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10 自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	FTZの優遇税制の解釈の突然の変更	・マナウス・フリーゾーンの優遇税制恩典の条件であるPPB(基本製造プロセス)の解釈裁定が改訂され、生産工程の変更を余儀なくされる。 2013年からTV生産の75%に双方向性ミドルウェアDingaの搭載が義務付けられた。 2016年それらの義務は製造量の90%の達した。しかし実際には100%を達する。 (変更)	・法解釈の一貫性・安定を確保する。 ・変更の際には、企業との十分な調整と猶予期間を設ける。	
	時計協 日機輸	(2)	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず煩雑である。 (例:スピーカー、電源コード) (継続)	・部品のI/L取得義務の廃止。	・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00
	日機輸	(3)	FTZでの輸入通関手続の仕向け地の決定	・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。 (継続)		
	日機輸	(4)	FTZでの輸出手続の煩雑、電気製品の輸出不可	・マナウス税恩典地域から諸外国への輸出手続きが煩雑で、電気製品のブラジル国外輸出は事実上、不可能となっている。		
11 利益回収	日機輸	(1)	サービスの海外送金規制	・ロイヤルティ等の送金にかかる税が非常に大きい。 ロイヤルティの送金に関しては:源泉税12.5%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%の課税。 役務費送金には:源泉税15%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%、社会統合プログラム1.65%、社会統合基金7.6%と5種類の課税。 経費の実費精算を意味する送金では所得源泉税15%プラス金融取引税の0.38%の課税。 (継続)	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。	・CIDE: Lei 10168/2000 ・PIS/COFINS: Lei 10865 ・IRRF: art 710, RIR ・IOF:Decreto 2219/1997 ・CIRCULAR BACEN 3689/2013
	自動部品			・技術ライセンス契約への制約が多い(契約期間が最大5年間、ロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり)。契約書の発行には、国立産業財産権院(INPI)への申請・登録、及び中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ時間を要する。 送金の際には源泉税12.5%に加え、PIS/CofinsやISSといった様々な課税がなされるリスクがある。この課税に対する解釈も弁護士や会計士によって異なり、常に税務リスクを抱える。		
日機輸	・技術製造ライセンス行使の際に発生するロイヤルティ対価については、売上額の5%が上限と規定されている。業界によっては3%程度しか認められないケースもあり、ブラジルへの投資に見合ったリターンが得られない。さらに、送金期間も5年間に限定されている(1回のみ5年の延長が可能)。 ・ブランドロイヤルティライセンスについても税控除が売上の1%を上限とされている。	・Section355, Income Tax Regulation (“Regulamento do Imposto de Renda”) ・Section 74 Law 36.470 of 1958				

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11				<ul style="list-style-type: none"> いずれのロイヤルティの海外送金にも、国立工業所有権院(INPI)への申請、契約の登録、及び中央銀行への事前登録が必要で、煩雑な審査の上、許可までに相当な時間を要する。 製造業にとって、同じ製品には製造技術ライセンスかブランドロイヤルティライセンスのいずれかしか認められないのは問題である。 		<ul style="list-style-type: none"> Section 12 Law 4.131 of 1962 Section 6 Decree-Law 1.730 of 1979
	日機輸	(2)	輸入以外のモノの移動を伴わない債務の海外送金規制	<ul style="list-style-type: none"> 従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務(出張旅費資金支払など)の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 <ul style="list-style-type: none"> - 送金規制は緩和の方向にある(2万RS迄の個人送金手続は簡素化されている)。ブラジルIRS提出の決議1214/11による個人のRS20.000までの送金の所得税の免税。 - 教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。(一部削除) 	根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	
	日機輸	(3)	関連会社間のロイヤルティ料率制限	<ul style="list-style-type: none"> ロイヤルティの料率について、関連会社間の場合には制限がある(詳細不明)。料率のほかに、関連会社からの調達部材はロイヤルティの計算基礎から除外しなくてはならない。(継続) 	左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	<ul style="list-style-type: none"> CIDE: Lei 10168/2000 PIS/COFINS: Lei 10865 IRRF: art 710, RIR IOF:Decreto 2219/1997 CIRCULAR BACEN 3689/2013
	日機輸	(4)	技術援助ライセンス契約のINPI登録義務と手続遅延	<ul style="list-style-type: none"> INPIへの技術ライセンス契約の登録実務について、導入技術の新鮮度をうまくアピールすることが出来ないと、登録に時間がかかり、送金に支障をきたす。専門事務所を使うなどそれなりの苦勞がある。(継続) 		<ul style="list-style-type: none"> CIDE: Lei 10168/2000 PIS/COFINS: Lei 10865 IRRF: art 710, RIR IOF:Decreto 2219/1997 CIRCULAR BACEN 3689/2013
	日機輸	(5)	契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル上下水道は市政府及び州水公社との契約となるが、一部のプロジェクトに於いて、市政府が一方的な契約の変更、契約の不履行、タリフ支払い停止等を行うケースが散見される。 	<ul style="list-style-type: none"> タリフ支払いを含めた契約履行。 契約が履行されなかった場合の、州政府、もしくは連邦政府への支払いリコース。 	
	日機輸	(6)	費用送金への課税	<ul style="list-style-type: none"> 日本人出向員に関して、日本側本社で発生している費用をブラジル現地法人から日本に送金しようとすると課税対象となることからこれまでは実施を見送っていた。今後、このような費用(スプリットサラリー等)の非課税送金ができるようになるというブラジル政府の方針は打ち出されたが、運用については未だ不透明。 	<ul style="list-style-type: none"> 本社への費用送金が非課税にて円滑に実施できるよう、運用ルールの策定をブラジル当局に依頼して頂きたい。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法				
12 為替管理	日機輸	(1)	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・ブラジル赴任者の本国国内残留家族に対して生活費を送金する際、受取人が扶養家族であることを記した念書が必要であり、さらに銀行によっては戸籍謄本の提示や、送金者の所得証明書の提示も要求される。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行による送金受付手続きの統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化して欲しい。どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにして欲しい。 根本的にブラジルの規制の緩和(撤廃)を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 中銀規制(CIRC2,685) Instrução Normativa RFB 1645/16 				
	日機輸			・海外送金に際して、根拠となるROF証明書類の提示が求められる。書類不備で送金ができないケースがある。 (継続)						
	日機輸			・配当、元利金の支払(インタコローン)には、ROF(融資操作登録)の申請・取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。 (継続)			・手続きの簡素化して頂きたい。			
	化繊協会			・海外での現地調査活動などの業務委託に対して、対価を予算ベースで支払って年度終了後に実績ベースでプラスマイナスを補正している。中国・ブラジル等では支払不足の場合は追加で日本円を送金できるが、支払過剰の場合は現地通貨を日本に送金できず、翌々年度の予算で調整となる。			・外貨送金がきわめて困難のため、送金の規制を緩和してほしい。			
	日機輸			(2)			為替先物市場の未発達	・為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。 (継続)	・為替先物市場の創設。	
	電線工 日機輸			(3)			債権債務のネットティングの不可	・対外債権・債務のネットティングが認められていない為、決済に双方向送金が必要。 (継続)	・ネットティングの解禁。	
日機輸	(4)	営業外費用	・IFRS適用により弁護士費用は運営費。 (継続)							
日機輸	(5)	外貨保有規制	・国内での外貨保有が一切認められておらず、輸入債務、輸出債権に関わる為替管理が困難である。							
13 金融	日機輸	(1)	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	・金融取引税(IOF)や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。海外からの借入に対する金融取引税の免除期間について、従来90日超であったものが、180日超(2014年末時点)となっている。(2014年6月4日より、360日から180日に緩和された。) (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 規制の簡素化。 免除期間のさらなる短縮。 					
	日機輸			・海外からの借入に対する金融取引税の免除基準が法7853(12年12月5日)により、1年に変更された。						

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	日機輸			・外貨建貸付業務において、法令8325は、ブラジル中央銀行への登録を条件に、国内での資金流入のための外国為替に関する同時取引を含む為替取引の決済に関するIOFの一定額を、平均最低期間180日まで：6% (継続)		
	日機輸	(2)	企業グループ内クロスボーダー資金取引制限	・国外からのオフショア・インターカンパニー・ローンに対する最低期間制度 (現在180日)が存在する。 (変更)	・最低期間制度の撤廃あるいは更なる短縮して頂きたい。	
14 税制	日機輸 電線工 自動部品	(1)	複雑で多岐にわたる税制	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。また頻繁に税制が変わる。 連邦税、州税、市税 計16種類 各種手数料、負担金 計27種類 (継続、要望追加)	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・シンプルな税制度の整備。	
	日機輸			・税の種類が多く、複雑な税制度となっているため、実務負担が大きく、コストアップ要因となっている。	・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。	
	日機輸			・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に、日本と異なるところは、以下のとおり： 法人は毎月、課税標準または税債務を計算しなければならない。 連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には持分法が適用される。 (継続)	・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。	
	日機輸			・税の中、特に間接税 (IPI、ICMS、PIS/COFINS等)の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。 (継続)	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。	
	日機輸			・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。 (継続)	・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化 (税の種類を減じる)。 ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。	
	日機輸			・複雑且つ高率の税制 (法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税 (売上税)、社会保険融資負担金 (売上税)、利益社会負担金、小切手税、商品流通サービス税)。 (継続)	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。	
	日機輸			・連邦税と州税が複雑で、しかも国と州で税の取り扱いに相違があるためわかりづらい (例えば、州では州のICMSベネフィット (税務恩典) を非課税としているが、国税では課税対象となる収益とみなす見解がある)。	・税制の整理統合・簡素化・軽減化。	
	電線工					

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 法定福利や社会保障を含む各種税負担が大きく、多重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する。 特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合、簡素化・軽減。 	ブラジル税制 ・ブラジル税法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 物流が伴う商取引のみならず、サービス提供に対しても税金が課せられるなど、ほぼ全ての取引行為に対して課税され、かつ同一取引に複数の税金が課せられる事も稀でなく(連邦税・州税・市税)、コスト高に繋がる。また、税金の種類や課税方法などが複雑であり、更に、場当たりに税法改正が行われる為、その解釈を巡っては税務当局と対立する事も珍しくない。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の簡素化と税率の軽減。(それ自体が簡単な事では無い為、現実的には、税金面への意識を常に念頭に置いてビジネスを進めるという対応が肝要。) 	・ブラジル税法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ICMSやPis/Cofinsなどは取り扱いが複雑で、かつ損益インパクトが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の簡素化を望む。 	
	日機輸	(2)	重い税負担	<ul style="list-style-type: none"> 重税のため商品販売価格が先進国の2~3倍になる。商品流通の税金が高いために不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまう場合もある。 (継続要望変更) Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっているIOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL(9%)これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 不正輸入品の取締まり強化。 重税の緩和。 	法律9249号第25条
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化(税の種類を減じる)。 税制の簡素化(税の種類を減じる) 		
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ICMS税のST (additional sale tax: 代行納税制度) がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。 (継続、要望追加) 		
時計協			<ul style="list-style-type: none"> 社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する(いわゆるブラジルコスト)。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。 例: マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB + 運賃 + 保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%(時計ケースの材質で異なる)、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 税率の引き下げ。 税制の見直し・整理統合・簡略化。 		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	JTA			・税目が多いだけでなく、輸入品に対してほぼ100%の税率の上、諸税を納税した後の利益に対して更に20%のCSLL(法人利益に対する社会負担金)税がある。	・減税と共に税制の簡略化及び一本化などの改革を進めて頂きたい。	・税関連法
	日機輸	(3)	特異で不合理な移転価格税制	・ブラジルは、移転価格算定方法としてOECD諸国が認めるComparable Profit Method (CMP)やTransactional Net Margin Method (TNMM)を認めていない。代わりに、3つの方法を認めているが、子会社が親会社から部材を輸入する場合、独立価格比準法(PIC法)と原価基準法(CPL法)は、適用が難しく、再販売価格基準法(PRL法)を採らざるを得ない。この場合、子会社は事業分野別の利益率(機械部品の場合20%)を利潤相当額として再販売価格から差し引き、その金額を独立企業間価格とみなすことになるが、これは実態とかけ離れている。 (継続)	・OECDモデルに準拠した制度にして欲しい。	・移転価格税制
	JEITA			・年間の全体の取引に於ける収支に基づいて利益の移転を判断するのではなく、輸入アイテム個々に、個別に一定の利益を確保することを規定されるブラジルの移転価格税制は、輸入販売を行う上で、ビジネスチャンスを増やす機会を狭める。 (継続)	・アイテム個々の利益に基づいてではなく、企業として年間の取引全体で一定の利益が確保されていれば、移転価格税制に抵触しないというように法を改めて戴きたい。	・9.430/96; ・12.715/12 ・12.766/12 ・1.312/2012
	日機輸			・出資比率が10%以上の会社との取引も対象になってしまう等、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、多大な事務負担を要求されている。 また、業態や取引の特性に関係なく一定の高い利益率を要求する手法が採用されており、他国で行っている取引であっても、ブラジルでは採算が取れずに諦めざるを得ないものがある。 (継続)	・左記以外の点においても国際的な標準モデルであるOECD移転価格ガイドラインとは大きく異なる制度になっている為、ガイドラインに準拠した制度に見直して頂きたい。	・1996年(法令9430・96) ・連邦税務局からの基本通達
	日機輸			・出資比率が10%以上の会社との取引も対象となるため、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、事務作業が煩雑。 コモディティの輸出に適応されるPECEX制度がOECDで採用されている移転価格税制と異なり、事務作業が煩雑。また、PECEX法の運用(Normative Instruction)があいまいなため、税務リスクを強いられる。加えて、税務上の価格決定タイミングが限られており、実際の取引価格と異なるケースが多く、手続きが煩雑かつ価格変動リスクを強いられている。 (内容、要望ともに変更)	・OECDモデルに準拠した制度にすべき。現行制度の運用を続ける場合は明確かつ現実の取引を反映した制度にすべき。	・Article 23/Law 9,430/1996 ・Law 12,715/2012 ・税務当局からの移転価格税制に関する Normative Instruction
日機輸			・当該関連者の果たす機能・負担するリスクにかかわらず、法令で定められている利益率を確保するよう価格を設定しなければならない一方、日本の観点からはブラジル法人の機能・リスクや無形資産の状況に鑑み、ブラジル法人に適正な所得が配分されるよう価格設定をしなければならない。	・日本やOECDガイドラインが適用を可能としている取引単位営業利益率法(TNMM)や利益分割法(PS法)といった利益を基準とした移転価格算定方法を追加してほしい。	・ブラジル連邦国税庁施行細目通達243号第8条、第12条、第13条、第23条、第24条、第25条および第26条	
日機輸			・OECDが認めているTNMM法を認めておらず、再販売価格法(RP法 - PRL20やPRL60)が適用されることなど、他の各国との相違点が多い。したがって、日本の本社による子会社全体の一律のコントロールが不可能。	・簡単ではないことは承知しているが、OECD移転価格ガイドラインに準拠するよう、政府として働きかけてほしい。		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(4)	高い粗利率による みなし利益課税	・ブラジルの移転価格税制は96年法の令9430号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。 納税者側の主張は、 固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。 単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。 APA (Advanced Pricing Agreements) 事前問い合わせ制度を設ける、 等であったが、暫定563号(2012年4月)で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%～30%と高く税務局との調整を必要としている。 暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI(ブラジル工業連盟)、FIESP(サンパウロ州工業連盟)、ELETROS(ブラジル家電協会)を通じ、企業側の要請が行われる見通し。 (継続)	・不当に利益操作をしているのではない かとの調査、反論、立証というプロセス無し の機械的な課税方針には納得できない。 ・一部粗利率の見直し: 例:DSC40%を20%へ訂正して欲しい。 デジカメの40%のマージンは高すぎる為。	・移転価格税制 ・法令9430(1996年) ・法令12715/12(2012年9月)
	日鉄連	(5)	移転価格税制の 比較可能取引価格の不明確	・輸出入取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外 関連者との取引価格が国内取引価格(税引き後)の90%を下回らない場合” とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない、 若しくは国内での取引がないケースがある。 (継続)	・国内取引価格の基準明確化及び国内 取引が無い場合におけるの基準明確 化。	
	日機輸	(6)	曖昧な欠損処理 規定	・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。 (継続)	・Tax Loss使用定義明確化。	・法人税法
	日機輸	(7)	ICMS課税の不合理	・原材料仕入時にICMS(18%)を支払いクレジットする一方、販売時は海外 向けでは免税、国内向けでも特定産業への減免措置がある為、ICMSの 回収が進まない。還付は制度上認められていない為、州政府に免除特例 申請をする必要があるが、政治・経済情勢に左右され、審査に時間がかか る上、累積実績の証明が必要となる為、投資判断段階では特例が認めら れるか判断がつかない。尚、連邦間接税のPIS・COFINSも同様に輸出 免税による累積問題あり。	・間接税制度の抜本的見直し。輸出還付 制度を整備すると共に、特定産業に対 する恩典により生じる税率の歪みを解消 すべき。特例を残す場合も、基準を明確 化し、審査過程をなくして迅速に手続き すべき。	
	フル工 自動部品	(8)	州毎に異なる ICMS課税の煩雑	・製品の出荷に当たって、客先に直接納入するケ - ス以外にも、Tier1を経 由するケ - スがある。この場合、出荷に当たって州をまたぐ毎に課税され る事がある。	・活発な経済活動の阻害要因になるの で、税制の見直しをお願いしたい。	・パラナ州税法 ・サンパウロ州税法 ・ブラジル国税法
	日機輸	(9)	連結納税制度の 欠如	・連結納税制度がない。 (継続)	・連結納税制度を制度化していただき たい。	
	日機輸	(10)	貸倒の納税額償 還制度の不在	・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償 還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。 (継続)	・和議・倒産に限定でも良いから制度化を 望む。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(11)	頻繁な税制改正による不透明とコストアップ	・複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きいこともさることながら、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務コストの負担も余儀なくされている。 (継続)	・構造改革(税制の簡素化)。	・各種税法
	JTA			・複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きく、また、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、多大な税務コストの負担が余儀なくされている。 (内容・要望ともに変更)	・税制の見直し、簡略化。	
	日機輸			・頻繁な税法の変更がInvoicing, Distribution Processなどに影響を与える。 (継続)	・企業のビジネス活動を顧慮した税法改定して頂きたい。	
	日機輸	(12)	売上を課税ベースとする給与納税制度	・法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。 (継続)	・給料付帯経費の負担低減。	・法令12715号55条(2012年9月18日発行)
16 雇用	日機輸	(1)	代表者・駐在員のビザ取得の居住要件、資本金要件	・代表者はブラジル居住者、又は外国人の場合は永住ビザを有する者に限られ、temporaryビザの者は認められない。駐在員として永住ビザを取得するためには中央銀行に登録されたUSD200,000の資本金が必要、又はUSD50,000の増資と最低10名の追加雇用が必要となる。Temporaryビザは2年と限定され、その取得が難しくなっており、新許可も得にくくなってきている。 (継続)	・永住ビザ取得条件の廃止。 ・取敢えず法務省裏書きの住民票とパスポート・コピーで代表取締役の必要書類とする(日本の場合と同様)。 ・現地就業後のNSA変更申請の簡略化。	・決議文第27号
	日機輸	(2)	ビザ発給の遅延・取得難	・日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期(テンポラリー)ビザ及び長期(パーマネント)ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。 (継続)	・ビザ取得の簡素化・スピード化、各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
	日機輸			・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない(実働10日間以上)。 (継続、要望追加)	・ビザ取得手続きの改善。 ・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ・緊急なときではなくともビザを直接領事館で申請することができるように要望する。	
	日機輸			・外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者・出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。90日間有効のビザ(業務出張用) - 期間が短すぎるが - の場合、発給に申請後約1週間、10,400円(Consular feeとして)かかる(米国からブラジル向けのビザは5年間有効)。 (継続)	・米国並のビザの発給の迅速化。 ・有効期間の長期化。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸			・外国人就労者に対して、ビザ(パーマネント・テンポラリー)取得まで半年程度を要する。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。 ・手続の早期化を要望。 ・変更手続きを6ヶ月前に申請できることを要望する。 ・ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。 ・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 ・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。 ・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。 		
	日機輸			・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り)。 (継続)			
	日機輸			・短期ビザを永住ビザに変更するためのプロセスは4～6ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の2ヶ月前にしかできない。 (継続)			
	日機輸			・ビザの発給に時間がかかり(2～3週間)、緊急の出張に対応できない。 (継続、要望追加)			
	日機輸			・ビザの発給手続きが極めて官僚主義的で、手続には時間が掛かる。 (継続)			
	日機輸	(3)	短い入国ビザの有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・入国ビザの期間が3ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、出国時にも有効である必要があるため、非常に使いづらい。 (継続) ・現在の法令によると、ブラジル滞在期間が30日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請することができるが、普通の場合はできない(労働許可証は不要)。 (継続) ・ビザの有効期間は60日のみ(米国から)。韓国はビザなしで入国可能。 (継続) ・短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ期間延長。 ・ビザ取得の早期化。 ・ビザ取得手続きの改善。 		
	日機輸	(4)	商用査証の有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル商用査証の有効期限が3年間に変更。 (継続) 			
	日機輸	(5)	外国人登録手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・RNE(外国人登録書)登録・変更の申請が予約制で、予約に時間がかかる。 (継続) 			
	自動部品	(6)	労働者過保護の労働法制	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者保護の色彩が濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。 (継続) ・ブラジル労働法とマナウス工業団地の組合協定により、雇用にあたるコスト(給与/福利厚生)とリスクが非常に高い。 連続30日の有給休暇取得義務、三食支給、など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業競争力低下を防ぐために、税金・社会負担金の減少や給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。 		労働法
	日機輸						

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸	(7)	労働者過保護と労働裁判リスク	・年間30日の強制休暇に加え、労働者保護の法的条項が数多くあり、更に、インフレ調整加算名目での強制昇給制度もあることから、労務コストが高んで行くと共に、些細な事でも将来の労働裁判リスクに晒される可能性がある。 (内容・要望ともに変更)	・2017年にブラジル統一労働法が改正され、幾つかの点に関しては改善されると期待するが、労働者過剰優遇という点は変わっておらず。会社と従業員の双方が納得できる様な適切な労働法への改正を期待したい。	・ブラジル統一労働法 ・労働組合	
	日機輸	(8)	労務費の高騰	・労働費が高い。また、銀行に勤める従業員に8時間以上の労働をさせてはいけないという法律(1943年3月1日に制定)。繁忙期に残業にて対応できないため、通常時においても余剰戦力が必要。 (継続)	・法律の撤廃。	・労働法 ・Law 13467/2017	
	日機輸			・各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の2倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務付けられる一方で、給与の引き下げが原則禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。 (継続)	・構造改革(過剰な労働者保護の見直し)。		・各種社会保険法 ・労働法
	JTA			・各種社会保険法により企業の負担する人件費が膨大になっている。	・労働者保護の労働法が改定されたので、その実効性に期待。		
	JEITA	(9)	給与の下方硬直	・年間のインフレ率(%)に合わせて、給与額も無条件で毎年上げないといけない。 出張手当の額を組合にて規定されている。 (継続)	・労働法以外に組合で規定されたルールが多く、大きなコスト負担増となっており、企業毎に運用を委ねて欲しい。	・組合規定	
	日機輸	(10)	労働訴訟の多発	・労働訴訟が多く、直接雇用関係に無い労働者から訴えられるケースも多々あり、予防策が取れない。 (継続)	・過剰な労働者保護の見直し。	・各種社会保険法 ・労働法	
	日機輸	(11)	業種別労働組合への強制加入	・労働法により従業員は職種別・業種別の労働組合への登録を義務付けられる。サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定される為、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。小規模事業所において社員間に異なる基準ができると、社員間の不満、労働クレームの原因になる。 (継続)			
	日機輸	(12)	現地人雇用義務	・給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない為、小規模事業所では成立しにくくなる。 (継続)	・労働法の改定。		
	日機輸			・現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。 (継続)	・労働法の改定。		
日機輸	(13)	派遣社員の雇用期間制限	・派遣社員の使用期間が最大9ヶ月しか認められない。景気の変動が大きく人件費が高い国で、労働力の調整が困難(スキルのあるウォーカー、単純作業員以外)。 (継続)		・条例789/14		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輪	(14)	硬直的な有給休暇制度	・休暇の取得制度が硬直的。年間30日の休暇で一回10日以上連続取得で年2回の取得しか認められない。休暇中の人の手当てやコスト等が小規模では対応できない。 (継続)	・法律の撤廃。	・労働法 ・Law 13467/2017
	日機輪			・有給休暇の最低連続取得日数と取得方法が決められており、柔軟な客先対応が困難。	・労働生産性の向上を目的とした労働法の改正。	・6019/74 ・8036/90 ・8212/91
	JEITA			・年間30日の有給休暇があるが、休暇取得時にAllowanceを支払わなければならない。 (継続)	・有給休暇取得の権利を有するのは理解できるが、休暇取得時にAllowanceまで支払わなければならないのはコスト負担になるので、このような法は廃止して戴きたい。	・129 ・149
	日機輪	(15)	解雇の困難	・勤務態度や仕事に問題があり解雇する場合でも、勤続年数補償基金(FGTS)の割り増しが必要になるなど、企業にとって解雇しにくい仕組みになっている。	・労働生産性の向上を目的とした労働法の改正。	・6019/74 ・8036/90 ・8212/91
	JTA	(16)	交通機関、金融機関、税関等によるストライキの多発	・労働者保護は勿論ながら非常に大切ではあるが、公務員の関連組合が非常に強い為か、交通機関、金融機関、税関などによる度々のストライキで業務にも多大な影響を及ぼしている。	・国が途上国でも、国民の多くは欧米習いの意識が強いが、まずは身の丈に合うように段階的に関連労働法の改正を願っている。	・労働法
日機輪	(17)	組合との協議	・従業員の勤務時間振替制度(時間貯蓄銀行:Banco de Horas)、年次有給休暇期間、在宅勤務の可否等については労働組合と交渉可能であるが、超過勤務、休暇、給与、健康に影響を及ぼす夜間労働に対する割増手当については交渉事項とされていない。	・法律の理解と執行。	・労働法	
			(参考) ・時間貯蓄銀行(Banco de Horas): 残業時間にかかる勤務時間振替制度(時間外勤務時間の振替制度、期間フレックスタイム制とも) - ブラジルでは、1998年制定法律9601条(LEI N° 9.601, DE 21 DE JANEIRO DE 1998)によるCLT(統一労働法)第59条の改正をもって、「Banco de Horas」と呼ばれる従業員の就業時間の調節制度が導入された。2017年11月に、法律第13,467/2017号が施行され、ブラジル統一労働法が、74年ぶりに改正された。 - 時間外勤務手当の支払いに代えて就労時間の削減に充てられる制度。従前は、これを行う場合には労働協約での同意が必要であり、時間外勤務時間の残高は1年以内に充当する必要があった(1年を超えた場合にはさらに50%加算して支給が必要)。新制度では、労使同意のみでこの振替が可能になり、制度運用の柔軟性が向上。 - 残業時間の勤務時間への振り替えを半年以内に行う場合には、企業組合と労働組合の間での団体協約、または企業と労働組合の間での団体協定を必要とせず、労使間の合意があればよい。 - 法律第9601号および暫定規則第1709号 各年に、生産やサービスの浮動に応じて、労働時間を調整/期間中、労働時間縮減による賃金削減はないが、労働時間延伸に伴う超過手当もなし。			
日機輪	(18)	アウトソーシング	・法律の要件を満たしていれば、会社の主要な活動についてアウトソーシングサービス会社を雇うことが可能だが、それは特定の人の雇用ではない。	・法律の理解と執行。	・労働法	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	特許侵害製品の輸入差止規定の不備	・税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。 (継続)	・特許侵害品の差し止めに関する規定を設けてほしい。	・産業財産法198条「ブラジルの知的財産制度」日本知的財産協会
	日機輸	(3)	特許出願審査・権利化の遅延	・特許権利化までに平均で8～9年かかる。特に、電気・電子分野では出願から10年を超えるケースもある。 2017年8月にパブリックコメントが求められたバックログ解消案(簡略化された手続きによる滞貨一掃案)など、バックログ解消に向けた取り組みが検討されているが、権利化に要する期間は依然として長い。 (追加)	・審査官を増やしていただきたい。各種セミナーによると、審査官を増やし、バックログを減らす施策を講じているとのことなので、その目論見通りに、権利化までの時間が短縮されることを期待する。	・現地代理人との会談で聞いた情報、ならびに、参加した外部セミナーでの情報。 ・審査運用
	日機輸 製薬協			・ブラジルにおける特許や実用新案の審査の期間は10年以上と、他の新興国と比較しても非常に長く、ライフサイクルの短い製品について実質的な知的財産保護を得ることが困難となっている。 (継続) ・ブラジル特許庁(INPI)は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ(PPH)パイロットプログラム開始や、実体審査を行わない簡略化された手続(simplified procedure)の検討等、特許出願のバックログ解消を図っているが、いずれも医薬品分野の特許出願は対象外である。ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録が常態化しており、改善を求めたい。	・他国との審査協力の促進などにより、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。 ・TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。	
	日機輸	(4)	早期審査制度の利用条件の厳格	・早期審査を要請するためには、下記のいずれかを満たす必要があるため、使いにくい。 出願人が個人で、60歳以上の場合。 出願人の許可なしに第三者によって発明が利用されている場合。 登録特許が財源取得の条件になっている場合(証拠が必要)。 (継続)	・企業が活用できるように、早期審査の請求要件を変えてほしい。例えば、対応外国での調査結果を提出したら早期審査を認めるようなルールができると、使いやすくなる。	・Resolution 132/2006 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389
	日機輸	(5)	INPI-JPO間の特許審査ハイウェイの時限制	・2017年3月に発行されたINPI-JPO間の特許審査ハイウェイ(PPH)は、2019年3月31日までと時限的なプログラムとなっている。	・試行期間終了後も、何らかの形で審査促進を図る手立てを設けてほしい。	・ https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_brazil_highway/Brazil_JPOtoINPI_jap.pdf
日機輸	(6)	審査請求順に基づく審査着手の必要	・出願番号順に審査が行われている。そのため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求された、出願番号の早い案件の方が先に審査される。 (継続)	・審査請求が行われた順番に審査着手をしてほしい。	・現地代理人からの情報	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(7)	ブラジル特許出願継続期間中の更新料(Renewal Fees)の支払い	・ブラジル特許出願が係属している間は、更新料(Renewal Fees)をブラジル特許庁に支払わなければならない。年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、技術分野によっては存続期間内の多くの時間を審査されずに更新料の支払いを行っていることになる。 (継続)	・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。	・工業所有権法令12章第84条	
	日機輸	(8)	技術ライセンス規制	・技術援助契約は、第三者対抗力を持たせるため、国家産業財産権庁(INPI)に登録しなければならず、また、ロイヤルティの海外送金及び所得税控除のためにも必要。しかし、登録の際に実質的な審査権を行使している。 (継続)	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	・CIDE: Lei 10168/2000 ・PIS/COFINS: Lei 10865 ・IRRF: art 710, RIR ・IOF:Decreto 2219/1997 ・CIRCULAR BACEN 3689/2013	
	自動部品	(9)	技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率上限規制	・技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率において以下の問題がある。 - 国家産業財産権庁(INPI)の審査期間が長く(直近の事例で、申請から認可が下りるまで約1年)、費用回収が滞る。 - 契約期間が原則5年で、更新もINPIの裁量次第で、かつ1回限りしか認められず、開発費用を回収できないリスクがある。 - ロイヤルティ率の上限を一律5%とする運用がなされており、開発費用を回収できないリスクがある(Ordinance 436/58)。 (継続)	・INPI審査期間の短縮、契約期間一律規制、ロイヤルティ率の一律上限規制など、不合理な法規制および不透明な当局運用の撤廃をして頂きたい。		
	日機輸	(10)	知的財産情報の開示不十分	・知的財産の権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。		
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術ライセンス契約における期間制限	・「外国資本及び海外送金に関する法律」により、ノウハウ提携契約の契約期間が5年(特例の延長申請により最長10年)以内に限定されている。これにより、5年(10年)を過ぎても本来は価値のあるノウハウについて対価を回収(送金)することが出来ず、且つ秘密保持も5年しか保証されない。 (継続)	・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。	・CIDE: Lei 10168/2000 ・PIS/COFINS: Lei 10865 ・IRRF: art 710, RIR ・IOF:Decreto 2219/1997 ・CIRCULAR BACEN 3689/2013
19	工業規格、基準安全認証	フル工自動部品	(1)	INMETRO認証取得手順の煩雑・複雑	・輸入貨物については出荷先の工場にてINMETROをブラジル政府に申請、取得しなければならず、また輸入元はインボイスを元に輸入許可を事前に申請する必要がある。この申請から取得までのリードタイムが長い上、出荷内容が変更すると申請がやり直しとなるため出荷をフレキシブルに対応できない。	・INMETROの登録申請制度の簡略化と輸入許可事前申請制度の撤廃。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸			・水インフラ事業において高精度の日本製水道メーターを導入することによる運営効率化を企図しているものの、水道メーターのブラジル国内における設置にはINMETRO(一種の型式認定)承認取得が必要であり、この手続きが煩雑・複雑且つ長期間(半年以上)に亘ることに加え、審査基準の中には極めて特異なものが含まれており、日本メーカーの参入の妨げとなっている。	・水道メーター規制の合理化。	
21	土地所有制限	日機輸	(1) 外資系企業の農地取得制限	・外資規制により外国企業が農地を取得することは難しく、担保設定の際の手続きが複雑。	・土地所有制限の緩和、あるいは担保設定手続きの簡素化。	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1) 独自のリサイクルマーク(電池)	<p>・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。</p> <p style="text-align: center;">  日本 欧州 米国 台湾 ブラジル </p> <p>(継続)</p>	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1) 行政手続の複雑・遅延	<p>・行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の実例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。</p> <p>(継続)</p> <p>・一般的に諸手続きに非常に時間がかかる。また、監査などにおいては担当者の権限が強く、担当者によって判断が異なるため、たびたび、前例のない指摘や矛盾のある対応により手続きが止まってしまう。</p>	・構造改革(過剰な公務員保護の見直し)。	・ブラジル労働雇用省規則等
		日機輸	(2) 薬品等の許認可の遅延・高コスト	・薬品等の許認可について関連当局の手続きに長期間を要し、Opportunity Costが高い。	・化学品許認可の簡素化および迅速化。	
		日機輸	(3) サービス、無形資産及び法人の持分変動を生成する取引における国際貿易に係る統合システム(SISCOSERV)	<p>・SISCOSERV(サービス、無形資産及び法人の持分変動を生成する取引における国際貿易に係る統合システム)は、サービスや無形資産に関連する公共政策を改善するために連邦政府によって作成されたオンラインシステムであり、税務調査などに関連したブラジルの国税庁などの官公庁によって使用される他の電子システムに情報を提供するもの。</p> <p>法人の場合、遅延、省略、不正確または不完全な情報に係る罰金： 即時の提示 期日経過後に情報を提供した場合、月500レアルから1500レアルまたは遅延の期間割合の金額を元に算出した金額。</p>	・罰金の軽減と企業が登録する仮説の明確化。	・Law No. 12,546/11 ・Normative Ruling No. 1,277/12

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	日機輸	(4)	強い環境保護義務及び煩雑な手続き	・鉱山開発において必要な許認可他国に比べて多く、手続きが煩雑。加えて、環境保護当局の審査に時間がかかり、円滑な事業を行えず、ブラジルの鉱業ポテンシャルを生かせない。短期間に空き地に生えた樹木にも保護義務が生じるため、土地の管理が煩雑になる。	・環境保護行政の業務円滑化。 ・合理的な環境規制の整備。	
	日機輸	(5)	裁判の長期化・高コスト	・各種の裁判において結審までに多大な時間を要し、その間の係争費用が高む。また、係争期間が長期に亘るため、その間に訴訟金額がインフレ調整等で(名目値が)大きく膨らむ。	・司法制度の合理化および訴訟以外の解決を促進する制度設計。	
	日機輸	(6)	特異な選定基準	・高精度の日本製水道メーターのブラジル国内での展開・販売を企図しているが、州水公社の選定基準の中には、明らかに国内メーカー保護を目的とした特異な基準が多々含まれており、日本メーカー参入の妨げとなっている。	・州水公社の調達合理化。	
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法規の頻繁な変更	・外貨事情により輸入に関する法令が頻繁に変わり、全ての法令が即適用される。 - 例: 95年輸入枠設定、97年輸入決済条件変更 (継続)	・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。 ・最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。 ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	・No 002753-ART.2 (1997.4.30) ・ブラジル中銀令2747号 (輸入クーゼンス関連)
	日機輸			・輸入クーゼンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に細目不明なところがある。 (継続)		
	日機輸	(2)	税法上の恣意的な徴税	・(政府の財政悪化に伴い税務当局への圧力が増しているのか) 税法上の観点から妥当性を欠いた請求が発生しており、それに伴う手続き費用(弁護士費用含む)を強いられる。	・徴税の適正化。	
	日機輸	(3)	法人格の基準・法解釈の不統一	・ブラジルの法廷における法人格の否認に関しては、第一審裁判と上級裁判による判例法の基準・法解釈が一致しておらず、投資案件の正確なリスクアセスメントが困難であることに加え、手続きに多額のコスト(弁護士費用等)を伴う。	・司法制度の合理化。	
26 その他	日機輸	(1)	物流インフラの未整備	・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノづくりは難しい。 (継続)	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。 ・港湾処理能力の改善して頂きたい。 ・早急な道路整備して頂きたい。	
	日機輸			・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラトラクチャーの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。 (継続)		
	日機輸			・税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。 (継続)		
	日機輸			・港湾サービスが悪くコストが高い。 (継続)		
	日機輸			・立ち遅れた港、道路のインフラで輸送上、配送遅延、事故、ダメージなどが起こる懸念がある。		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	JTA	(2)	物流サービスの未発達	・全国に通用する大手運送会社は殆ど無く、各地に乱立している零細物流会社のサービスは非常に良くない。各地への荷物の発送はそれぞれ別々の業者に対応させる必要がある。	・物流の整備遅れは国の競争そのものとも直結しており、是非とも関連法整備を通じてサービス向上に注力して頂きたい。	
	日機輸	(3)	通信インフラの未整備	・インフラ整備(電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電)など問題がある。 (継続)	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。	
	日機輸	(4)	高い物価水準	・家賃等(不動産)がIGPM(総合物価指数)に連動して引き上げられ、インフレ要因となっている。間接的には生活料金、エネルギー(電気・ガス)、ガソリンの価格は(国内生産にも拘らず)ドルリンクされている。 (継続)		
	日機輸	(5)	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 (継続)	治安維持と規制緩和。	
	日機輸			・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 (継続)		
	日機輸			・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 (継続)		
	日機輸			・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安(重火器を持った強盗等)が悪化している。 (継続)		
日機輸	・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化(最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという)が、投資環境にも影響している。 (継続)					
日機輸	(6)	警察官のストライキ	・労働環境の悪化により警察官のストライキが発生する地域がある。さらなる治安の悪化により、盗難が増える懸念と、行政サービスを受けないリスクがある。2017年はブラジル北東に位置する州トリオデジャネイロで発生した。 (変更)	・公務員の労働環境の改善して頂きたい。		

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。